

平成23年に予定されている会社まつわる改正事項についてお知らせします。

<改正事項>

H23.1月	15歳以下の所得税扶養控除の廃止	子ども手当創設にともない一般扶養控除(38万円)が廃止
	16~18歳の特定扶養控除の縮小	高校授業料無償化にともない、特定扶養控除が63万円から38万円に縮小される
4月	公的年金給付額の引下げ	物価の下落に伴い4月分から0.3%程度引下がる。国民年金で月200円程度引下げ
	雇用促進税制	前年度に比べて従業員を10%増やすなどの基準を満たした場合、新規雇用者1人あたり20万円税額控除できる
	雇用保険の改正	<ul style="list-style-type: none"> 失業手当日額の引上げ、再就職手当の給付率の引上げ等 最低賃金を計画的に800円へ引上げ業務改善に取り組んだ中小企業に助成金を支給 派遣労働者の直接雇用を推進する「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」などの拡充
	国民年金の保険料	月額15,100円から15,020円へ引下げ
	子ども手当	3歳未満は月20,000円に引上げ(3歳から中学生までは月13,000円に据え置き)
	協会けんぽの健康保険料	9.38%(大阪)から9.5%程度へ引上げ。同時に介護保険料も1.5%から1.51%へ引上げ予定
9月	厚生年金の保険料	16.058%から16.412%へ引上げ
10月	求職者支援制度	職業訓練を受けている失業者に月額10万円+交通費を支給
H24.1月	退職金の優遇税制の縮小	勤続5年以下の役員は課税所得を2分の1にする措置を廃止
	成年扶養控除の縮小	年収568万円を超える給与所得者は23~69歳の成年扶養控除を縮減または廃止
	給与所得控除の縮小	年収1,500万円を超えると給与所得控除額を245万円で頭打ちに。高額報酬役員はさらに控除額を減額

新年早々扶養控除の廃止で給与の手取り額が下がるため問い合わせがありそうです。